

帝国日本の「民主主義」 ——「植民地議会」設置論と普選の法理——

Nationalism and Democracy in Imperial Japan

佐藤太久磨*

はじめに ——問題設定

日本における近代化の特質は、域内住民の強制的同質化・規律化を伴う「国民国家」形成と¹⁾、植民地を領有し支配する「帝国」形成とが²⁾、ほぼ同時期に強行されたことである。このような近代日本の国家形態を「国民帝国」として捉えた山室信一によれば、次のように定式化される。すなわち、「国民帝国」とは、「境界を可能なかぎり外へと押し広げ続けることを属性」とした「帝国」的モメントと、「国境を確定して領域を固定し内部の固有性を軸として均質的統治を図る」「主権・国民国家」的モメントを二つながらに抱き合わせた国家形態として規定され得るものである。「閉じることのない開放系」でありながら、「自他の峻別に基づく閉鎖系」として、いわば外向きのベクトルと内向きのそれとが折り重なり、また相互に否定的な関係を構成する矛盾に満ちた構成体として捉えられるべきものである³⁾。

こうした原理的な矛盾は、日本の場合、「六三法」問題に代表される明治憲法体制と植民地法制・統治機構の関係をめぐる混乱⁴⁾、あるいは、韓国併合をめぐる憲法学者・美濃部達吉（1873-1948）と国際法学者・立作太郎（1874-1943）の学術論争となって表出したといってもいいであろう⁵⁾。こ

* 韓国・漢陽大学校（ERICA）国際文化大学日本学科助教授

これらの諸事象は、いずれも明治憲法が植民地領有を前提とせず、明確な領土規定がなかったことから派生した問題群であるが、その意味で、日本の近代は「国民国家」形成のベクトルと「帝国」形成のそれとが絡み合いつつ進展した歷程であるといっても過言ではない。この二つのモメンタムは時に相反・反撥し、時に妥協・融解するといった動的相関を形作るだけではなく、植民地の犠牲を前提としたうでで作用する力学的慣性でもある。それはまた、「単一民族国家」としての「建前」、そして「多民族国家」としての「事実」——この二つの間に伏在する問題的契機と言い換えてもよいであろう⁶⁾。

本稿では、「国民帝国」に内在した自己矛盾的な二つのベクトルを念頭に置きつつ⁷⁾、帝国日本におけるデモクラシーの思想と制度にアプローチしてみたい。具体的な様相については本論で明らかにしてゆくが、帝国日本において語られるデモクラシー概念にもまた、「国民帝国」に内包されたアンチノミーとパラドクスが余すところなく投影されていると想定できるからである。

このような観点から、この小論で注目するのは、三・一独立運動以降、にわかには登場した「植民地自治」言説、特にそのなかでも「植民地議会」設置論である。従来の研究にあって、植民地議会設置論とその提唱者に対する歴史的評価は、積極的か消極的かを争うかたちで二分されてきた、といっても過言ではない⁸⁾。本稿では、そうした評価軸からはいったん離れ、朝鮮・台湾における「外地参政権⁹⁾」獲得運動の動向を踏まえながら、植民地議会の創設を説いた帝国日本の知識人による営為を対象化してみたい。とりわけ植民政策学者たちのデモクラシー論とそのなかに隠された認識枠、そしてその問題的契機を剔出することに焦点を当て、先行研究の分析視角を相対化しようと試みる。

植民地帝国とデモクラシーの連環を問うという本稿の問題視座からすれば、普通選挙制度についても当然触れておかなければならないであろう¹⁰⁾。戦前においてデモクラシーの裾野を最大限広げた普選は、朝鮮人代議士・朴

春琴（1891-1973）を輩出した法的源泉として位置づけられるものである¹¹⁾。詳しくは本論に譲るが、普選がいわゆる「日本人」だけではなく、内地在住の「異民族」にも参政権（選挙権・被選挙権）を附与していたという事実は、日本近代の帝国性を考究するうえで重要な論点である。普選以後の1930年代には、非選出議員ではあるものの、朝鮮からは朴泳孝（1861-1939）や尹徳栄（1873-1940）らが、台湾からは辜顕栄（1866-1937）が、それぞれ貴族院の勅選議員として選出されており、その数は少ないとはいえ、戦前日本における貴衆両院の帝国議会が「多民族」によって構成されていた点には注目せざるを得ない。

また、時期は前後するが、普選論の高まりも看過してはならない。普選論の昂揚は、内地ばかりか、間違いなく植民地の政治運動にも刺戟を与え、外地参政権運動の起爆剤として機能していたからである。デモクラシーを求める思想と行動は、実に帝国秩序の内部で環流していたのである。端的に言って、このような状況は、植民地統治支配の基本的枠組を揺るがすと同時に、「国民帝国」の政治体制にも動揺を与えかねないものである。こうした体制変革の試みは、結果的に成就しなかったとはいえ、普選がその一原動力として位置づけられていたことには、注意してもし過ぎることはあるまい。ここでは、「国民帝国」と関連づけながら、普選を再定位してみたい。

以上のように、帝国と国民国家、植民地とデモクラシーの関係の束にスポットを当てつつ、植民地議会設置論と普選の法理・制度を読み込み、「国民帝国」日本の臨界点とその地形を眺望することが、本稿のねらいである。

第一章 帝国日本と植民地「自治」

「植民地議会」設置論とは、三・一独立運動以降、植民地統治改革論のなから生み出された言説であり、既存の「同化主義」や「内地延長主義」に対して批判的な「植民地自治」言説の一種として提唱されたものである。従

前の総督武断政治に対する批難はもちろん、そこからさらに一步踏み込んで統治のあるべき姿を論じたのが、植民地議会設置論である。

当該期において、同化主義との訣別を告げる植民地自治言説は、「普遍的正義」や「道義」の観点から植民地問題をとらえ、帝国日本と東アジア秩序の再編を実践的に目指した政治学者・吉野作造（1878-1933）、自治の果てに朝鮮の独立を展望した国際法学者の末広重雄（1874-1946）らによってリードされていたが¹²⁾、植民地議会創設論はその延長線上に位置づけられるものである。

後述するように、これらの発言は、主として植民政策学者によってなされたが、台湾と朝鮮の両総督府官僚を歴任した持地六三郎（1867-1923）によっても提唱されていた点が興味深い。三・一独立運動の余波を受けるかたちで、持地は「朝鮮統治論」（1920年10月）を記し、「軍事、外交其他国権維持、治安保持に関する帝國的政務を除く外朝鮮内政に関する立法権と朝鮮予算の協賛権とを賦與¹³⁾」すべきである、と朝鮮議会の創設を説いたのである¹⁴⁾。

憲法学の美濃部達吉も、この陣営に名を連ねた人物である。三・一独立運動に先だって、「政治上の民主主義」（「民政主義」）を説くなかで、植民地自治にも論及していた美濃部であったが¹⁵⁾、さらに後年の段階では、より積極的に植民地議会の設置を位置づけるに至る。植民地議会の設立が憲法違反に該当するのではないか、独立に向けた一階梯なのではないか、との疑念が呈されていた当時、「植民地議会」の設置を「憲法解釈の問題」とは切り離し、「専ら植民地の統治政策の問題」として解釈すべきであると説いている。そもそも植民地立法が憲法外のものであり、「植民地に特別なる議会在設置せられたとしても、それは植民地の特別統治法であって、敢て憲法に抵触するものでないことは、恰も朝鮮総督府又は台湾総督府に制令又は律令を発するの権を與へて居ることが、憲法に抵触するものでないと同様である」と論じて憚らない。仮に植民地議会の設置するにしても、それは法理論上、「天

皇大権」と「帝国議会」から完全に独立した機関ではあり得ないと説明し、植民地議会の設立に一定の理解を示してみせたのである¹⁶⁾。以上見た限りにおいて、美濃部もまた植民地議会設置論者の一人として見なしてよい。

このような植民地議会による帝国経営論は、三・一独立運動や「台湾議会設置請願運動¹⁷⁾」といった植民地における各種政治運動を念頭に置いて提起されたものである。注意しておくべきは、植民地議会設立論に関わる朝鮮の政治運動としては、独立運動はもとより、閔元植（1886-1921）を中心として設立された親日団体「国民協会」（1920年1月）の請願・建白・陳情運動——朝鮮への衆議院議員選挙法施行を主張し、「内地延長主義型参政権運動¹⁸⁾」と評される運動——とも一線を画していた点である。分離・独立でもない、内地への完全包摂でもない、植民地自治の獲得を目指すというグレーゾーンに位置した点が特徴的である。

高元勲（1881-1950）や朴勝彬（1880-1943）らの自治運動は、まさにそうした性質のものである。かれらは来日しては、永井柳太郎（1881-1944）、吉野作造、田中義一（1864-1929）、加藤高明（1860-1926）、そして原敬（1856-1921）ら錚々たるメンバーを訪問しては、意見書を提出している¹⁹⁾。意見書中（1919年8月）、「朝鮮統治ノ大方針ハ日本帝国主権ノ下ニ於テ朝鮮人ヲシテ朝鮮ヲ治メシムル方針ヲ確立スルニアリ」として、「日本人朝鮮総督ノ監督」下において「朝鮮政府」を設立し、可及的速やかに「朝鮮議会」を設けることが説かれる²⁰⁾。

もっともこうした自治運動は、独立運動主体からは当然のことながら²¹⁾、内地延長主義を推し進める国内の原敬路線からも冷遇された運動ではあったが²²⁾、かくのごとき「内政自立」運動は、帝国議会への請願書提出ともななって展開されている。檀君教大宗帥の鄭薫謨（1888-1939）はじめ、黒龍会の内田良平（1874-1937）が設立に一役買った「同光会」（1921年）朝鮮支部メンバーらによって推進された運動であり、みずからの要求を「合法的穩健²³⁾」と位置づけている点が印象的である。請願書（1922年3月）は貴

衆両院の紹介議員（貴院は近衛文麿、衆院は副島義一）を経て第四五議会へ提出されたが（結果は審査未了）、その骨子は高元勲らのそれとほぼ同じく、「天皇陛下統治の下に鮮人に解放し鮮人をして自由に朝鮮の内政を治めしむべし」として「内政独立」を意図したものである²⁴⁾。

これら二つの自治運動は、独立運動ならびに同化主義・内地延長主義を排していたため、同時代的にも現在史的にも非常に理解しにくいものではある。特に後者のそれは、内田が関与していたためであろうか、「内鮮融和」の色彩が強く仕立てられている。しかし前者の自治言説は、以下の記述に示されるように、少なくとも内政の独立によって「民族」を救済するためのロジックだったと見て間違いのないであろう。

朝鮮民族ハ四千年間ノ歴史上他ノ民族ヲシテ政治ヲ行ハシメタル事例無カリシニ依リ歴史上ノ觀念トシテ朝鮮民族自ラ朝鮮ヲ治メントスル思想極メテ鞏固ナリ（中略）朝鮮民族ハ自ラ特殊ナル歴史、文化、言語、風俗及習慣ヲ有スルヲ以テ此等ヲ全然無視シテ此ヲ異ニスル日本民族ニ同化セシムルコトハ到底不可能ニシテ徒ニ朝鮮民族ノ発達ヲ妨ケラルル結果ヲ生スルノミ²⁵⁾

このような推測を裏付ける根拠としては、内地延長主義に呼応した先述の国民協会の理念が挙げられる。国民協会は、1920年2月から1941年2月まで20年以上ものあいだ、衆院議員選挙法を朝鮮に施行するべく、帝国議会への請願・建白運動を続けた団体であったが、その基本的な政治理念としては、韓国併合によって両国が「一つの国」となった以上、朝鮮人も「帝国臣民」（「日本国民」）となったはずであり、朝鮮人による参政権の獲得と行使、中央参政もまた必然である、というものである。

ここで注目しておくべきは、「現代ノ国家組織ハ国民的国家ニシテ民族的國家ニ非」ずして、「国民觀念ノ高潮ニ伴ヒ自ラ國家ノ構成分子タルノ自覚

漸ク濃厚ナラントスルノ秋」との現状認識である（第四回建白書）²⁶⁾。いまや「民族」ではなく、「国民」の時代であるとの同時代認識は、「民族」を救い出そうとする自治言説とは決して触れ合わないものである。独立も自治も排除した国民協会ならでのスタンスといえようが、かれらの理念に従えば、「帝国臣民タルノ名実」を得、「完全ナル国民」へと生成変化を遂げるべく、参政権の獲得が要求されているのである²⁷⁾。

国民としての完成型を目指す国民協会の政治運動が、民族を古きものとして一顧だにしていなかったとき、同時代の台湾では、立法・行政・司法に至るまで台湾総督に絶大な権力を与えた法律第六三号撤廃運動に端を発する「台湾議會設置請願運動」が展開されていた。林猷堂（1881-1956）はじめ、蔡培火（1889-1983）や林呈祿（1886-1968）、蔣渭水（1890-1931）らが主導した同運動は、立法権と予算協賛権を具備した台湾民選議会の設立を目指した政治運動である。

六三法の否定が論理的には内地延長主義の是認に繋がり、台湾の特殊性や自治を主張できなくなってしまうため、運動目的は六三法撤廃から特別議会の設置へと再設定されることになったが、こうした事情からは、朝鮮の自治運動と同様、台湾の「特殊性」を最大限保全しようとしていたことが窺える。下記の引用中、「台湾の特殊事項」とは、「民族性」に置き換えて解釈しても問題あるまい。また、完全な植民地自治に至るまでの段階的措置として、帝国議会では対応しきれない問題事項につき協議する台湾議会の設立が望ましいと主張されている。

台湾議會は台湾に在住せる内地人たると本島人たると、將た行政区域内に在る熟蕃人たるとを問はず、均しく公選したる代表者を以て組織し、台湾に施行すべき特別法律及台湾予算を協賛せしむる特別代議機関なり。故に内地台湾共通し得べき性質の立法事項は乃ほ帝国議会に属し唯實際上帝国議会の為す能はざる台湾の特殊事項に関する立法のみを台

湾に属せしむるなり。(中略)更に一步を進めて英国の自治領たる新西蘭、濠洲等に於ける如く、完全なる立法議會と責任内閣とを具有する植民地自治を要求せざるやとの論者あるも、(中略)吾人は實際上台湾の現状に照して、未だ遽に斯る進歩したる理想論に左擔し能はざるものなり²⁸⁾。〔下線—佐藤〕

さて、朝鮮におけるそれと同じように、台湾の政治運動は、1921年1月から1934年3月までのおよそ14年間にわたり、帝国議會への請願運動として結晶したが、結局は一件の採択もないまま、内部の左右分裂を含み込むかたちで運動は終熄してしまう。国民協会の請願・建白が八件も採択されていることを思えば²⁹⁾、帝国議會の意向としては自治反対の立場が主流であったと推測されるが、それだけに内地延長主義の路線は強力だったともいえる。

そもそも、請願運動が内地延長主義派であった文官総督・田健治郎(1855-1930)の在任期間(1919年10月-23年9月)に開始されたことは、あまりにも悲劇的だったといえようし、第五一議會貴族院予算委員會(1926年3月12日)における若槻礼次郎(1866-1949)首相の答弁は、植民地議會の創設を明確に否定したものとして位置づけられる。第七回請願時における「台湾ナリ、朝鮮ナリニ特別ノ議會ヲ設クルト云フコトハ是ハ宜シクナイ」「帝国ノ一部ノ地方ニ特別ノ議會ヲ設クルト云フ事柄ハ之ハドウモ面白クナイ」との答弁がそれに当たる³⁰⁾。

この答弁で着目すべきは、植民地議會全般を否定したうえで、国民協会の主張を一部容認しながらも「時期尚早」として排し、外地参政権を同化の果てに附与されるべきものだと言われている点であろう。つまりは、朝鮮・台湾における自治運動を全面的に否定しつつ、漸進的内地延長主義だけが許容されているのである。

台湾ニハ台湾議會ト云フヤウナモノヲ設ケ台湾ニ関スル立法及其予算ヲ決定スル機関ニシタイト云フヤウナ希望モアリマス。或ハ台湾、或ハ朝鮮ヨリモ内地ノ帝国議會ニ議員ヲ送ルヤウニシテ、国政ニ參與シタイト云フ希望モアルノデアリマス。唯今、今日政府ノ見テ居リマス所ハ其ノ何レニ対シテモマダ台湾或ハ朝鮮ノ人ガ直チニ今日国政ノ上ニ參與スルヤウニナルト云フノニハ、マダソレダケノ一般ノ準備ガ出来テ居ナイト、大体ハ考ヘテ居ルノデアリマス。(中略)何時カ彼等ノ文化ガ我が内地ノ文化ト異ナラナイヤウナ状況ニナルヤウニ至リマシテ、而シテ彼等ガ国政參與ノ準備タル自治ノ觀念等ニ於テ、充分ナル素養ガ出来テ參ツタト云フコトニナリマスレバ、彼等ノ中カラシテ矢張り代表者ヲ帝国議會ニ送ラシムルヤウニ漸次制度ヲ立テ、行クノガ相当デアラウト斯フ思フノデアリマス³¹⁾。

政治的に高度な場面で、しかも総理によってこのような発言が公表されたことは、植民地における自治運動に大きな打撃を与えたに違いない。合法的かつ体制内的な植民地議会設置の請願運動は、皮肉にも帝国議会によって否認されてしまったのである。ともに「急進的内地延長主義者」と位置づけられる中野正剛（1886-1943）や植原悦二郎（1887-1962）の言動をはじめ³²⁾、朝鮮総督府で外事局長、中枢院書記官長を歴任した小松緑（1865-1942）の「漸進的内地延長主義」言説なども手伝って³³⁾、帝国日本において植民地議会設置論（植民地自治）は茶毘に付されたといえよう。

しかしながら、そのなかでも唯一許された「自治」がある。それは、およそ植民地自治とは異なり、一国内における「地方自治」（府県・町村）のようなもの、すなわち内地延長主義に準じた自治である。再び若槻首相の言から（1926年3月20日衆院予算委員会）、である。「其ノ自治ト私ノ申上ゲルノハ、今日内地デ言テ居ル自治ト同ジ事デアツテ、此ノ最下級ノ自治団体ノ自治行政ニ先ヅ慣熟セシメテ、サウシテ凡ソ自治ノ行政ニ參與シテ洵ニ適切

ニ其事ガ行ハレルヤウニナレバ漸次ニ一段上ノ自治ニ関係スル、ソレカラ今度ハ内地ノ帝国議会ニ代表ヲ送ルト云フヤウナ具合ニ、順序ヲ以テ進マナケレバナラヌ³⁴⁾」と示されるような自治のあり方である。

ここにおいて、所属政党は違えど、政友会・原敬の植民地統治思想の「集大成³⁵⁾」と評される「朝鮮統治私見³⁶⁾」の路線——漸進的内地延長主義と植民地における地方自治容認の路線が、若槻（憲政会）によって継承され再確認されてしまったといえよう³⁷⁾。かくして、植民地自治と競合するなかで、内地延長主義は植民地統治の基本理念へと据えられていったのである。二つの自治のうち、内地延長主義は地方自治をみずからの側に引き摺り込み、それだけを承認することで、植民地自治（民族自治）の芽を摘んでいたのである。その限りで、植民地議会設置論は、もはやその存立基盤を喪失していたといっても過言ではない。

第二章 「植民地議会」設置論の想定領域

しかしながら、ここで止目しておくべきは、その成否ではない。着目すべきは、帝国秩序の内部における「政治的なるもの」の含意とその連環構成について、である。以下の行論では、かくのごとき視座から、山本美越乃（1874-1941）や泉哲（1873-1943）、さらには矢内原忠雄（1893-1961）といった植民政策学者による「政治」の語りにスポットを当ててみたい。

この三者はいずれも、台湾議会設置請願運動に直接・間接にコミットしたインテリゲンチヤであり³⁸⁾、植民政策学者でありながら、同時代において「植民政策批判³⁹⁾」の潮流を形作った知識人として位置づけられる。植民地自治を謳ったイギリス型統治を参照しつつ、内地延長主義・同化主義には明確に反対のスタンスを取った人物たちである。したがって、その論理の基調は、内地への中央参政（「自己包摂」）を予期した国民協会のような運動理念とは真っ向から対立するかたちで構成されていかざるを得ない。

では、なぜかれらは植民地自治・植民地議会の設立を是とし、内地延長主義・同化主義を非としたのか。換言すれば、「外地自律型」の台湾議会設置請願運動には賛同しながらも、なぜ「内地包摂型」の国民協会の思想と運動に与し得なかったのか。そのロジックのなかに垣間見えるデモクラシー認識、ないしは「議会（制）」認識を抽出しながら、この点に追ってみたい。

まずは、京都帝国大学にて「植民政策学を集大成させた人物⁴⁰⁾」と評される山本美越乃の解法から検討してみよう。三・一独立運動発生以前の段階において、山本はいち早く植民地自治を説き⁴¹⁾、その主張は吉野作造の目にも留まったほどである⁴²⁾。ただし、山本はみずから「今直ちに朝鮮人及び台湾人に、或は母国の議会に代表者を出さしめ、或は植民地に特別の議会を設置して、政治に參與せしむることは時期尚ほ早し⁴³⁾」と述べるように、無条件にして即座に植民地議会の創設を主張したわけではない。まずは「地方自治」を整え、政治的訓練を積むことが得策だと説いている⁴⁴⁾。「民族自決主義」に対して冷淡な態度を示し（分離・独立の否認⁴⁵⁾）⁴⁶⁾、植民地自治に向けた本国による「監督指導⁴⁷⁾」を是としていたことから⁴⁸⁾、山本を漸進的植民地議会設置論者と位置づけても問題はなかろう。

では、そもそもなぜ参政権は必要なのか。「政治の理想は自覚せる民衆の輿論を基礎とせねばならぬことは母国たると植民地たるとを問はず普遍の真理であつて、母国人なるが故に其の特権を有し植民地の人民なるが故に之を有せずと云ふ理由はあるべき筈がない⁴⁹⁾」と論じられるように、民意と輿論に基づく政治形態こそが理想的であり、かかる「普遍の真理」を前にしては、本国も植民地も当然それに付き従わなければならなかったからである。

以上の点を踏まえたうえで、山本の「内地包摂型」運動に対する反対論は、いかなるものであったか見てみよう。以下、その理由が書かれた部分からの引用である。

選挙法を朝鮮内にも施行し、以て母国の議会に代議員を選出せしむべしとなす者あるも、吾人は此の説に賛することは能はず、(中略)蓋し此の方法に依る時は植民地の議員は通常母国内に選挙区を有する議員とは諸種の事情に於て異なるものが故に、(中略)直接自己の選挙区たる植民地の利益を増進せしめ得べき場合甚だ少し、(中略)是れ母国の議員は概して植民地の実況に関する智識及経験に乏しきのみならず、又植民地議員の如くに痛切に其の利害関係を感じざるが故に、(中略)特別の関係若くば事情の存せざる限りは少数の植民地議員の意見の如きは、實際上に於ては殆んど採用せらるゝこと稀なるべきを以てなり、(中略)故に将来鮮人に対して立法上に參與するの権を與ふる場合には、母国の議会に代議員を選出せしむるが如き姑息なる方法に依るに非ずして、全く独立の議会を有せしむること、恰も英国の自治植民地に於けるが如くならしめざるべからず、然らずんば参政権の賦與は寧ろ百害ありて一益なしと言ふも不可なからん⁵⁰⁾。

内地の代議士は植民地に関する「智識及経験」が乏しいだけでなく、また植民地議員のように現場の「利害関係」に敏感であり得ないため、議会において植民地議員の意見はついに採用されず、終極的には「植民地の利益」増進には繋がらないであろう、というのがその主旨である。帝国議会に植民地代議士を送り込んだとしても、その政見は水泡に帰す可能性が高い、というわけである。反対に、植民地議員も内地の事情にさほど明るくないため、内地出身の議員によって「買収」の対象となり、その結果「政治上に災するの危険⁵¹⁾」=政治腐敗を招きかねない、というのも反対理由のひとつに挙げられている。

当の台湾議会設置請願運動の論理もまた、この山本の主張と同様の視座から構成されていたが(第二回請願理由書)⁵²⁾、ここで着目しておくべきは、議会制民主主義が成り立つためには、「利害」感覚の一致という条件が必要

であるとの認識が明確に示されている点である。換言すれば、デモクラシーとは、ある限定された地域・空間において成立するものであって、「利害」感覚も当該範囲内でのみ一致する、という認識が表明されていると見てよい。逆にいえば、領域や境界といった物理的制約がなければ、民主政は十全に機能しないのである。

続いては、「日本がうんだ最初にして最後のすぐれた植民政策学者⁵³⁾」、あるいは「自由主義植民政策学者の最高峰⁵⁴⁾」と位置づけられる矢内原忠雄(東京帝国大学)の説き方に注目してみよう⁵⁵⁾。新渡戸稲造(1862-1933)や内村鑑三(1861-1930)、さらには吉野作造の薫陶を受け、敬虔なクリスチャンとしても知られる矢内原は、台湾議会設置請願運動のリーダーである林獻堂や蔡培火とも親交があり⁵⁶⁾、現地調査を経て執筆された主著『帝国主義下の台湾』(1929年)は現地の右派系知識人からも高く評価されていたようである⁵⁷⁾。窮極的には、植民地の「平和的な分離独立⁵⁸⁾」をも展望し得た矢内原は、山本に比べるとラジカルではあったものの、そうした矢内原も山本同様、「内地包摂型」の政治参加には断乎反対の立場を表明している。

朝鮮及び台湾に就ては有力なる人口を擁し且つその大多数は原住民たる朝鮮人又は台湾人なるが故に、之に参政権を認むる場合帝国議会に代表せしむるか、或は朝鮮議会又は台湾議会を開設すべきかは、一の重大問題である。帝国議会代表制をとれば、参政及び帝國的結合の問題が同時に解決せられる。併乍らこの方法の成功する為めには内地人と朝鮮人若くは台湾人が共通の国民意識に統一せらるゝことを要する。然らざれば議会議度そのものの運行を妨げるであらう。(中略)少数の植民地議員を本国議会に送りても、植民地統治について住民の利益保障の実効なく、若し又相当有力なる数の議員を選出せしむるときは、その投票によりて本国の政治が左右せらるゝ場合を生ずる。それ故に植民地議会の開設を以て住民参政の最も合理的なる解決とせねばならない⁵⁹⁾。〔下線—佐藤〕

「内地包摂型」と「外地自律型」と両天秤にかけたうえで、矢内原が合理的だと判断したのは、やはり「外地自律型」の方である。矢内原のシミュレーションは、内地の帝国議会へ送り込まれる朝鮮人代議士が「少数」である場合と「多数」である場合とに分けられているが、前者であれば、植民地のための善政は行われまいであろうし、後者であれば、本国政治が植民地代議士の意思によって攪乱されかねない、というものである。

こうしたシミュレーションは、先に触れた持地六三郎によってもなされていたが、その見立ては矢内原のものとはほぼ同質であると理解してよい。持地は、以下のように述べている⁶⁰⁾。いわく、「仮りに朝鮮に於ける教育普及の結果日本語の使用が自在と為り或る時期に於て朝鮮人も内地と同様の選挙方法に依り帝国議会に議員を送り得たりと仮定せんに衆議院議員総数の約四分の一以上の朝鮮議員は若し内地の政党か数派に分れる場合には一団と為りて其間にキャスティング、ボートを有し内地の政界を攪乱」するであろう、と。一重に内地の政治が植民地議員によってキャスティングボートを握られることは、「帝国の健全なる基礎を保持する上に於て許すべからざる事に属す」のである。植民地から派遣される代議士が仮に少数であったとしても、「常に内地の多数団体の議員の圧制を蒙り容易に彼等の企望を達し得ざるべく結果ハ不平怨恨と為り結局自治又ハ独立を希望するに至らんこと」も予測されるがゆえに、山本・矢内原と同様に「内地包摂型」の方式には賛成でなかつたのである。

矢内原と同じく、最終的に植民地の分離・独立を見越していた泉哲（明治大学、後に京城帝国大学）は⁶¹⁾、輿論政治の文明論的必然という観点から植民地による自己統治を主張して憚らなかつたが、その意図するところも、「即ち植民地の要求は植民地人が最もよく之を知り居る⁶²⁾」という推量に基づいたものである。この泉の解法も、植民地に自律した政治空間を設計すべきとの主張に連なっていると見てよい。

国際法学者でありながら、植民政策学者でもあつた泉は、1) 民選による

朝鮮議会（二院制）を即時開設し、総督の下に責任内閣制（朝鮮内閣）を充足させること、2）司法制度においては朝鮮人裁判官を採用し、3）警察権も日本人だけの権限に限定しない、4）地方自治機関も完全な議決機関に変更し、5）地方行政官には朝鮮人を充てるべき⁶³⁾、と説いた人物である。およそ植民地議会設置論者のなかで、最も具体的かつ克明に統治のあり方を模索した知識人として位置づけられようが、植民地が「完全なる自治の域⁶⁴⁾」に達した暁には、国際連盟への加入を日本から働きかけるべきだとも力説しており、かなりラジカルな発言を残している。国際連盟を「国家の聯盟」ではなくして、「民族の聯盟」として解釈していた泉の発言は⁶⁵⁾、朝鮮・台湾の自治運動における「民族」救済理念への応答と見なすことができよう。

泉だけではもちろんなく、植民地議会設置論者の反内地延長主義・反同化主義の立場からすれば、いずれの論者もこの「民族」救済という目的を共有していたように見受けられる。

それでは、なぜ帝国議会への人材派遣に対して、以上のごとき強い反撥が示されたのか。それは、そのような方式が議会（制）そのものの理想的なあり方とはかけ離れていたからにほかならない。この点に関しては、持地による「教育の拡張、日本語の普及が先つ行はれ朝鮮人たる者頭髮の先より足指の末に至るまで純然たる忠君愛国の日本臣民たる暁に非されハ帝国議会に参列し得へからず⁶⁶⁾」との一文に注目しておくべきであろう。ここには、言語を異にする同化されざる者たちが一堂に会したとしても、議会が議会としては立ち行かない、という認識が明確に吐露されている。

植民地議会設置論者において、議会（制）のあるべき姿形がひどく無垢なかたちで言語化されているといっても過言ではなからう。矢内原も、次のように断じて憚らない。いわく、「植民地をも本国議会に代表せしむべきや、或は植民地議会を特設すべきやの問題に関しては、私は決定的に後者を採る」と改めて自説を展開したうえで、「そは本国議会に対する植民地参加の基礎たるべき植民地社会の同化は、数百千年の自然的過程に俟つべきものであつ

て、短時日を目的とする政策のよく到達し得ざるところである⁶⁷⁾と。

植民地議会の設立を事実上容認していた美濃部の認識も、この系列のなかに位置づけることができる。時期は遡るが、奇しくも韓国併合の年に「立憲政治の最も大切な要件は、議會と国民との同化、詳しく言へば議會が國民の心を以て心とすることに在る⁶⁸⁾〔下線—佐藤、傍点—原文〕」との議會觀を表明している。立憲政治の効果的な運用のためには、議會と国民の同化が必要だと述べているが、同化というフレーズを用いている点が興味深い。別のところでも、「土着人が既に完全に日本に同化して在来の帝国臣民と区別することの出来ない時分に至る迄は、參政権を與へ兵役の義務を課することは出来ない⁶⁹⁾〔傍点—佐藤〕」とも論じていたように、議場構成員の同質性を前提にして議會運営の健全な姿を語っていたのである。

上記の論者にしてみると、異質な者たちがすでに同化されていることを前提にしなければ、議會は成立しないのであって、これ要するに、議會とは同質で均質な人員によって構成されるべき場所的空間としてイメージされていたのである。在台日本人のジャーナリストで、台北市會議員を務めた経験もある唐沢信夫（1894—没年不詳）なる人物が、議會とは民意を諮る機関である以上、「国語＝日本語」を自由に使いこなせなければ話にならないと断じていたことも⁷⁰⁾、同時代の議會（制）認識を知るうえで押さえておくべきであろう。現場からの声というだけで貴重な発話であろうが、議會が機能するための条件として言語的同化の完成が位置づけられていた、といえそうである。

以上綜合するに、議會制を円滑に運用するためには、「國民意識」の完全なる統合が必須の要件だったのである。矢内原の言葉を借りれば、議會制とは、「共通の國民意識」を有した「統一的國民」によって成立する政治システムでなければならなかったといえよう。

社会群の心的同化、即ち集团的意識同化の問題は、植民地の特別議會を

設くべきか或は本国議会に代表せしむべきかの問題決定に重要な関係がある。何となれば議会制度は統一的国民にとりて始めて可能である。相異なる集团的意識を有する民族が同一議会に於てその内政を審議することは、民族心理学的不可能である⁷¹⁾。〔下線—佐藤〕

本国と植民地は、窮極的には「同一議会に代表せらるべき社会的基礎⁷²⁾」を持たない別異の空間であって、帝国議会と植民地議会もまた同じように切り離された組織として目されていたのである。デモクラシーの議場たる議会は、帝国の名に見合う越境的な空間ではなく、限りなく閉鎖的で内向きの政治空間として認識されていた以上、植民地議会設置論者の言葉は、帝国議会の「国民性」を逆説的に弁証してしまっていたともいえよう。実に、帝国議会は「国民」による「国民」のための舞台だったのであり、すでに同化のプロジェクトが完了した者たちのアリーナにほかならなかったのである。

第三章 普選の法理と「帝国臣民」——同化のプロジェクト

植民地議会の設置か、帝国議会への参加か——植民地において政治参加権を求める思想と運動が分化していたことは、以上の記述に明らかであろうが、ここで特記しておくべきは、それらがいずれも内地における普選論の高まりを念頭に置いたものだったことである。事実、国民協会では早くも第一回請願時の1920年1月から⁷³⁾、台湾議会設置請願運動においても第二回請願時の1922年2月から⁷⁴⁾、それぞれ普選状況を意識しながらみずからの主張を構成しはじめている。「外地の性格のもっとも希薄な地域」と称される植民地樺太においても同様である⁷⁵⁾。普選がこれら参政権獲得運動のトリガーとなり、外地（植民地）と内地（本国）を繋ぐ触媒として機能していたことは想像に難くない。

しかしながら、普選はそれらの運動が理想とするかたちとして結晶するこ

となく、むしろ全く異なる選挙法制として編成されてゆくこととなる。周知のように、1925年5月に衆議院議員選挙法改正法として公布された普通選挙法は、それまでの納税要件による制限選挙制度とは異なり、25歳以上の男子に選挙権を、30歳以上の男子に被選挙権を与え、国民による政治参加の幅を急速に広げはしたが、ある意味で、外地を度外視した制度として結実したといえる。第一二条に明記されたように、有権者には「一年以上」同一市町村内に「住居」することが課せられていたからである。つまり、参政権は「属人」的権利としてではなく、「一定ノ住居」(第六条)という生活空間に紐付けられた「属地」的権利にほかならなかったのである⁷⁶⁾。

内地に定住しているか否かが決定的な分岐点だったのであり、その限りで、普選の属地主義は内地中心主義と言い換えても問題はあるまい。実際に、内地人であっても日本以外に住所のある在外邦人に対して参政権は与えられなかったのであって、その反面、内地に定住している朝鮮人や台湾人は条件さえクリアすれば、参政権を行使することができたのである。この点については、美濃部の解説が分かりやすい。

選挙権を有し得るのは唯日本人に限り外国人はそれに與ることの出来ないことは勿論である。是れは各国共通の制度で、国の公務に参加する者は、唯その国を構成する一員たるものに限るが当然であるからである。(中略)但し植民地の人民でも、若し内地に住居を有して居れば、内地人と同様に選挙権を有し得る。(中略)故に内地人でも若し朝鮮や台湾に転任して現に同地に住居を有つて居れば、選挙権を有つことが出来ないし、朝鮮人や台湾人でも内地に住居を有つて居れば、選挙人となり得るのである⁷⁷⁾。

このように、普選の法理が属地主義的に構成されていた点に関しては、これまでの研究でも指摘されているが、外地と内地の境界線を究明するため

にも、改めて注目しておくべき論点であろう。デモクラシーの適用範囲は、実に内地に閉じ込められていたのであって、普選はそうしたナショナルな空間を超越しがたい政治制度として設計されていたのである。この意味において、帝国日本のデモクラシーとナショナルな領域空間性とは分かちがたく結び付いていたといわなければならない。

さらにもう一点確認しておきたいのは、参政権の範囲、すなわち「国民」の範囲と形状がいかなるものであったかという点である。当時「選挙制度の権威⁷⁸⁾」と評され、普選の調査立案に当たった内務官僚・坂千秋(1895-1959)による「帝国臣民」解説によれば、次のように規定される。いわく、「帝国臣民とは、(中略)一般の内地人以外に、朝鮮人、台湾人等領土の併合又は割譲によつて、日本の国籍を取得したる者をも包含し、又帰化によつて日本人となりたる者をも含むと、解すべきである⁷⁹⁾」と。より直截的には、「帝国臣民とは、日本国籍を有する自然人の義であつて、此の中には朝鮮人台湾人等を含む⁸⁰⁾」との一文に示されるように、「帝国臣民」のなかには、所謂「日本人」のほかにも、「日本国籍」を保有し「帰化」した異民族も含まれていたのである。

「植民地の人民は言ふまでもなく帝国の臣民であります。日本の領土となつたことに因つて帝国の臣民となつた⁸¹⁾」わけだが、当時、植民地住民の国籍は領土の併合・割譲とともに、*a)* 自動的に「帝国臣民」に編入される場合と、*β)* 国籍の選択権を与えられる場合とに分けられており、それぞれ朝鮮は*a)*、台湾は*β)*に該当すると見なされていた⁸²⁾。いずれにせよ、普選の成立を境にして、在日朝鮮人と、日本国籍を選択した在日台湾人は、「帝国臣民」として改めて公式に政治参加が容認されたのである。

このような結果に落ち着いたのは、同時代において「内地在留の朝鮮人・台湾人にも選挙権を与えよ」との輿論が根強かったことが挙げられよう。普選成立の前年、雑誌『太陽』が主宰した「普通選挙の可否に関する名士の意見」と題するアンケート調査結果が同誌に公表されている⁸³⁾。調査項目のひ

とつに「内地在留の朝鮮人に選挙権を與ふるの可否」があり、議員や大学教員、企業の役員など各種業界人総勢一〇〇名以上が回答したが、その大多数が賛成意見を寄せている。そのような声が、間接的に普選の多民族性と帝国性を支えていたと見てもよいだろう。

もっとも、普選の意味合いを実態以上に高く見積もることはできない。先行研究で指摘されているように、在日朝鮮人の場合、参政権は得たものの、その多くが労働者であったため、投票文字や投票日の問題など、その行使に至るまでのハードルはきわめて高く、実際に投票率も低かったからである⁸⁴⁾。在日台湾人に関しては、現時点で定かではないため即断できないが、これら在日の人びとにとって普選の「恩恵」は微々たるものであったと推測される。

しかしながら、日本国民としての完成型を目指す国民協会の理念と一部重なるかたちで、普選が敷かれた点には注意しておきたい。同協会は、第一回普選の実施(1928年2月)に際して、「普選実施祝賀会」(選挙日同日)を開催しているが、当時の会長・金明濬(1870-没年不詳)は開会の辞にて「われ一〇二千萬新附同胞の立場から見ましたときに一萬有餘の朝鮮人有権者が始めてその意義ある浄き一票を国家民生のために投ぜられるといふことは朝鮮人としての私達に取りましてこの上もない国民的名誉」とまで述べている⁸⁵⁾。朝鮮人を帝国日本の完全なる「国民」として位置づけるべく行動してきた国民協会の目標は、普選の施行によって部分的に達成された、というべきであろう。いまや、「国民」は「民族」よりも上位の概念として設定されたのである。

以上のように、帝国日本の「民主主義」を規定した普通選挙制度には、「国民」概念の再定義(拡張)を通じて、「異民族」を「日本国民」へと包摂する力学が内蔵されていたのである。かかる同化主義的力学が作動したればこそ、本稿冒頭で言及した朴春琴は、朝鮮人でありながらも、「日本国民」として衆議院議員に立候補し、二度にわたって当選、ついに帝国議院に登壇す

ることができたのである。

普選の法理が「帝国臣民」の再形成に通じることを念頭に置いたうえで、ここで考究すべきは、「国民」を（再）生産するメカニズムについて、である。「国民の存在は日々の人民投票」（ルナン）とはよくいわれるが、選挙権の獲得および投票行為が「国民」をなかば暴力的に仮構してしまう事態は同化概念によってとらえられるものである。この点について、非常に重要な論点が含まれているため、長文の引用とはなるが、美濃部の言葉を借りてみたい。

理論上から言つても、普通選挙は一定の年齢に達した日本人たる男子に原則として総て平等に一票だけの投票権を與ふる制度であるが、一口に日本人たる男子と言つても、その社会上の地位や、政治上の能力は甚ださまへこであつて、その間に非常な不平等の存することは言ふを待たぬところである。各人が法律上に平等でなければならぬといふことは、同じ事情に在る者に対して法律上同じに取扱はねばならぬといふことであつて、異なつた事情に在る者に対しては異なつた取扱を為すことが却つて法律上の平等を保つ所以である。若し事情の差異を無視して、全く異なつた事情に在る者を同一に取扱ふならば、それは恰も健康者も病者も差別なく病院に收容し、犯罪者も良民も差別なく刑務所に入らしむるやうなもので、それは却つて甚だしき不平等である。然るに普通選挙の制度は、国民中の総ての不平等を無視して平等に之を取扱はうとする制度で、この点にその最も大なる理論上の缺點を有つて居る。国民の中には国家の重責を雙肩に擔つて居る大政治家もあれば、政治の事などには全く無關心な、字も碌に読むことの出来ない者もある。普通選挙制は此等の総ての人々に平等に一票だけの権利を與ふるもので、選挙権に関しては、総理大臣であらうが、政党の總裁であらうが、千萬長者であらうが、車夫馬丁であらうが、水呑み百姓であらうが、総て同じ価値しか無

いものとせられて居るのである。そこに甚だしき不合理があることは、
否むべからざるところと言はねばならぬ⁸⁶⁾。〔下線—佐藤〕

普選に内在する制度的欠点を指摘した美濃部のこの記述は、直截的には国内だけを対象にしたものではあるが、ここで論じられるように、選挙制度に「国民」を創造する実際の機制が備わっていた点に注目しておくべきであろう⁸⁷⁾。実質的に差等があり不平等であるはずの生身の個々人は、参政権の取得を通じて、あたかも均質で平等な「国民」として編成されてしまうのである⁸⁸⁾——投票行為はそれを実践し、再確認する作業として位置づけられよう——。こうした「国民」を形式的に生み出す力を眼前にしては、何人であろうと関係はない。人間個々の固有性や特異性を剥奪・漂白し、無機質で抽象的な「一国民」を生成する動力にほかならないからである。さらにいえば、このメカニズムの内部には、同化のプロジェクトも折り込まれていると見てよい。だからこそ、存在論的には、いわゆる「日本人」だけではなく、内地在住の「朝鮮人」や「台湾人」といった異民族もまた一人の「国民」として計上されてしまうのである。

多民族性を担保したかに見えた普選は、その外装とは裏腹に、「日本国民」への同化を誘う政治的装置でもあったといえよう。かくして、普選が「日本国民としてのデモクラシー」として成立してしまった以上、植民地議会設置論者たちが主張したような「民族性に根ざしたデモクラシー」発現の機会は閉ざされてしまったようである⁸⁹⁾。

そうであればこそ、次のような批判が寄せられるのも免れなかったと言わざるを得ない。台湾議会設置請願運動に深く携わった田川大吉郎（1869－1947）⁹⁰⁾、そして同運動の中心人物である蔡培火から発せられた「普選は植民地を忘れていないのではないか」「デモクラシーは内地だけのものか」といった論難がそれに当たる。田川の以下の文章は、怒りや哀しみ、やるせない感情を日本批判に繋げて表現したものである。

普選にあこがれた、我が同胞は、今日参政権の未だ與へられないために泣く朝鮮人、台湾人のあることを忘れてはならない。(中略) 本当の普選、日本がそれを行う精神なら、台湾人にも與ふべきである。朝鮮人にも與ふべきである。若し、一時に全部を與へ兼ねるなら、制限的選挙でもいゝ。(中略) 内地には、立憲政治を布いたが、台湾、朝鮮には、専制政治を布いて置くといふのでは、公平で無い、適当でない、身勝手である⁹¹⁾。

台湾議會設置請願運動を「理論上に於ても實際上に於ても極めて徹底せるものである⁹²⁾」と評していた山本も⁹³⁾、「母国本位の専制政治」を非難し、台湾への参政権附与を主張した文章のなかで、内地の普選と外地参政権が完全に切り離されてしまっている状況を嘆いてやまない。「今日母国に於ては普選の爲めに喇叭を吹き太鼓を敲くを以て得意とする新聞雑誌は山の如くに在るも、植民地原住民の爲めに起つて此の不條理を責めんとする者に乏しきは如何に我が言論界と雖も植民政策上の問題に付ては無知蒙昧であるかと云うことが分る⁹⁴⁾」とのように、である。最終的に、参政権が植民地に適用されなかった事実からすれば、山本になる内地の言論状況批判は正鵠を得たものだったと言わざるを得ない。

蔡培火の場合、両者に比してより切実だったであろう。「諸君〔日本国民—佐藤註〕にして、此の普選実施の機運を促進せしめた其の熱烈なる政治良心が、癡醉しない限り、諸君を代表する帝国議會は必ず我々の平和的主張〔台湾議會の設置—佐藤註〕に一致すべきである⁹⁵⁾」とのように、普選を待ち望んだ「帝国臣民」の政治感覚と視座が内地にしか向けられていないことに憤慨したうえで、より直截的に台湾議會の設置を訴えたのである。

これら内地に対する批判的言辭は、帝国日本の「民主主義」が内地中心主義的に組み立てられていたことへの異議申し立てとして理解されるべきであろう。内地の民主化状況を外地に拡張する契機を喪失した普選は、「一国

民主主義」として完結してしまったともいえる。内地在住の朝鮮人・台湾人を新たな「日本国民」として迎え入れた帝国日本の「民主主義」は、「一国民主主義」の組成の拡大にとどまり、帝国秩序内部における「政治的なるもの」の環流を完全に断絶する結果を招来してしまったのである。

おわりに —— 「国民帝国」と主権

以上のように、普選に代表される帝国日本の「民主主義」が「国民」を再生産しながら、その適用領域を列島内部に留め置いたことは、植民地議会設置論者のデモクラシー認識と一面では近接し、一面では離叛していたように思われる。

類似点として挙げられるのは、両者がともに、デモクラシー実現のためには、おのずと限定的な空間と、同化された人間集団を前提要件に設定していたことである。同化された人間集団の範囲が、その空間を編成すると言い換えてもよいであろう。植民地議会設置論においては植民地を主舞台にした民族を、普選においては内地に暮らす国民を、それぞれ対象としていたが、両者がともに帝国議会の「国民性」を弁証・保守してしまっている点で近接していたことは、興味深い現象である。

しかしその一方で、普選と植民地議会設置論のあいだには明確な差異があったことも確かである。植民地自治を理想とする立場からすれば、植民地住民の同化は決して許されなかったのであり、同一民族としてすでに同化されている人間集団を保全・尊重することで、「民族性に根ざしたデモクラシー」を実現しようとしていたと想定される。それは、議会を通じて自己統治を可能ならしめる「民族国家」形成の契機を与えるものであり、帝国を改造し解体に向かわせるような反体制的な構想として位置づけられる。泉や矢内原が植民地の分離・独立を臭わせていたこと、あるいはまた矢内原の植民政策学が後年に「植民政策そのもの、直接の否定⁹⁶⁾」と評されていたことを

思えば、こうした憶測もあながち間違いではなからう。

このように、帝国日本における参政権問題をめぐっては、内地における「国民国家」再編成の方向性（普選）と、外地における「民族国家」（に準じたもの）創成の方向性（植民地議会設置論）とが併存し対峙していたが、最終的に制度として確立したのは普選だけである。もちろん、普選以後も台湾議会の設立を求める請願運動は続けられたが、功を奏することなく、運動は次第に地方自治の獲得へと目標を下方修正してゆくこととなる。普選を念頭に置いて展開された運動は、皮肉にも普選によってその期待を裏切られた、というべきか。

そうした状況のなかで、植民地自治運動や植民地議会設置論から批判を受けながらも、その反動として漸進的内地延長主義の路線が再確認されていったことは注目に値しよう。終極的に植民地を内地における府県・市町村のような「一地方」として処遇しようとする内地延長主義は、植民地自治と植民地議会設置論を全面的に否定するだけではなく、「日本国民」を再定位した普選とともに、内外地でより一層同化のヴェクトルに拍車をかけるかに見えたが、そうはいかなかった。内地延長主義は、スムーズに展開したわけではなかったのである。

周知のように、日中戦争以降、「皇民化政策」が強行されてゆくことにはなるが（「日本国民」の創造から「皇国民」の創出へ）、参政権に限っていえば、敗戦直前の段階になってようやく貴衆両院の選挙法が改正され、衆院に関しては制限選挙法が公布された程度である（1945年4月公布、実施に至らず）。同年同月の「朝鮮及台湾在住民国政参与ニ関スル詔書」には、「我カ統治ノ下既ニ年アリ教化日ニ洽ク習俗同化ノ實ヲ挙げ」ている「朝鮮及台湾住民ノ為ニ帝国議会ノ議員タルノ途ヲ拓キ衆庶ヲシテ国政ニ参与セシム⁹⁷⁾」と明記されるように、中央参政への回路が切り開かれた点では、「内地包摂型」の運動が軌道に乗ったといえようが、帝国日本の最終段階において、内地延長主義に似ても似つかない制度が植民地に移植されたのである。

では、なぜこうした事態に至ったのか。この点に関しては、美濃部が「如何に植民地に自治を許すとしても、又は植民地の総督に如何に大なる権力を興ふるとしても、最高の権力は常に本土から出るので、随て又国家の利益の中心點とする所も矢張り本土に在る⁹⁸⁾」と簡潔に述べているように、「内地の中心性」という論点——帝国編成の中軸を内地が専守しておくことへの執着、つまり国家主権の純理への帰順という論点を抜きにしては考えられないであろう。漸進的内地延長主義は、植民地からの種々の訴えに対して「時期尚早」という断り文句を突き付けられる万能な論理であったが、それはまさにその時期の到来を判断する権限も内地に独占されていたということでもある。すべては、「最高権力の発源地⁹⁹⁾」たる内地の審判によって決せられるのである。

しかしこの内地の中心性・権力性は、強大かつ絶大であるがゆえに、その内部空間には植民地の「政党化」に伴う政治対立や派閥抗争、権限の移管・掌握などさまざまな軋轢が含み込まれることとなる。こうした要因も重なって、内地延長主義の貫徹は制約されたように思われるが、そのなかでもとりわけ重視すべきは、やはり内地の最高権力性（主権）を担保しようとする強力な本源的機制である。

本国の主権を自己保全するためには、「異法域」である植民地を本国の「同一法域」に編入することは、その圧倒的差等を解消してしまう行為に等しいがために決してあってはならなかったのである。もし仮に内地延長主義が貫徹し、植民地が格差なき「同一法域」に統合されれば、「あらゆる人が「法の前に平等」な国民国家となるはずであり、それは「帝国としての死滅」を意味¹⁰⁰⁾」してしまうからであった。内地延長主義が制約されたのも、こうした主権の本質的性格から読み解かれるべきであろう。

これは無論、「国民国家」と「帝国」の両原理のあいだに必然的に孕まれた相反性でもある。日本近代において、この相互に否定的な力学が相対的に鞏固であったことは無視できない。日本の近代化を全面的に解析するために

は、「国民帝国」に内包された矛盾と、主権的権力の本源性を念頭に置いた考察が必要となろう。それは、日本近代の本質に迫るための学問的作業となるに違いない。この点についての踏み込んだ討究は、次稿に委ねたい。

注

- 1) 「国民国家（批判）」論の観点から、近代日本に肉迫した有用な研究として、牧原憲夫『客分と国民のあいだ——近代民衆の政治意識』（吉川弘文館、1998年）、同『民権と憲法』（岩波新書、2006年）。
- 2) 素朴な事実として、近代日本が「植民地帝国」であったことに改めて着目すべきと説いた重要な研究としては、有馬学『「国際化」の中の帝国日本——1905～1924』（中央公論社、1997年）、同『帝国の昭和』（講談社学術文庫、2010年、初出2002年）、小熊英二『単一民族神話の起源——〈日本人〉の自画像の系譜』（新曜社、1995年）、三谷太一郎『日本の近代とは何であったか——問題史的考察』（岩波新書、2017年）などを参照。
- 3) 山室信一「『国民帝国』論の射程」（山本有造編『帝国の研究——原理・類型・関係』名古屋大学出版会、2003年）90～92頁。「国民帝国」概念については、同「国民帝国日本における異法域の統合と格差」（『人文学報』第101号、2011年3月）も参照。
- 4) 鈴木正幸『国民国家と天皇制』（校倉書房、2000年）。
- 5) 美濃部・立論争については、颯原善徳「国際法と国内法の関係をめぐる美濃部・立論争——韓国併合と領土権・主権論争」（『ヒストリア』第181号、2002年9月）、小林啓治『国際秩序の形成と近代日本』第二章（吉川弘文館、2002年）、石川健治「憲法のなかの「外国」（早稲田大学比較法研究所編『日本法の中の外国法——基本法の比較法的考察』成文堂、2014年）、西村裕一「日本における主権論——戦前からの視角」（『年報政治学』第70巻第1号、2019年）などを参照。
- 6) 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』（岩波書店、1996年）193頁。
- 7) 山室の「国民帝国」論は、前掲註1）2）の研究群を止揚・総合する分析視座として位置づけられる。
- 8) 積極的に評価しようとする研究としては、幼方直吉「朝鮮参政権問題の歴史的意義」（東京大学東洋文化研究所『東洋文化』第36号、1964年6月）、山本有造『日本植民地経済史研究』（名古屋大学出版会、1992年）が挙げられ、他方、消極的に位置づけようとする研究としては、姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究——一九二〇年代を中心として』（東京大学出版会、1978年）、中塚明『近代日本の朝鮮認識』（研文出版、1993年）、小熊英二『〈日本人〉の境界——沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』（新曜社、1998年）が挙げられる。

なお、本稿では、植民地における「地方自治」については触れられなかった。森山

- 茂徳「日本の朝鮮支配と朝鮮民族主義——一九二〇年代の「朝鮮自治論」を中心として」(北岡伸一・御厨貴編著『戦争・復興・発展——昭和政治史における権力と構想』東京大学出版会、2000年)は、「朝鮮自治」論が地方制度として一部実現化していく過程を実証的に明らかにした論考である。同論文では、朝鮮総督府においても一定の自治構想が見られたが、それを総督府による「自治の「独占」」として位置づけようとしている。植民地における「地方自治」についての検討は後日に期したい。
- 9) その概要については、楠精一郎「外地参政権問題」(手塚豊編著『近代日本史の研究』Ⅷ、北樹出版、1991年)。
 - 10) 普選については、松尾尊亮『普通選挙制度成立史の研究』(岩波書店、1989年)が詳しい。本稿では、普選を帝国日本の「民主的」制度として位置づけることで、「国民帝国」の裂け目に接近してみたい。
 - 11) 朴春琴については、多くの研究が触れるところではあるが、専論としては、松田利彦「朴春琴論——その選挙運動と議会活動を中心として」(『在日朝鮮人史研究』第18号、1988年10月)、同「衆議院議員選挙と朴春琴」(『ほるもん文化』③、1992年10月)が挙げられる。
 - 12) 当該期における植民地統治改革論については、評価の分かれるところではあるが、小野一一郎「第1次大戦後の植民政策論——朝鮮問題をめぐって」(同ほか編『兩大戦間期のアジアと日本』大月書店、1979年)、高崎宗司「日本人の朝鮮統治批判論——三・一運動後を中心に」(『季刊三千里』第34号、1983年5月)がある。前者は積極的にその可能性を見出そうとしているのに対して、後者は消極的に限界を紡ぎ出そうとしている。
- 吉野の植民地言説を帝国改造論の文脈でとらえ直した研究としては、平野敬和「帝国改造の政治思想——世界戦争期の吉野作造」(大阪大学『待兼山論叢』日本学篇、第34号、2000年12月)、同「吉野作造の帝国主義批判と植民地論」(同志社大学『社会科学』第42巻第1号、2012年5月)、米谷匡史「戦間期知識人の帝国改造論」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』第9巻、東京大学出版会、2005年)、同『アジア／日本』(岩波書店、2006年)、同「三・一独立運動、五・四運動と帝国日本のデモクラシー」(『歴史地理教育』第891号、2019年3月)を参照。
- 13) 持地六三郎「朝鮮統治論」(1920年10月)、『齋藤實文書』第13巻(高麗書林、1990年)760頁。持地の履歴については、金子文夫「持地六三郎の生涯と著作」(『台湾近現代史研究』第2号、1981年1月)。
 - 14) 持地による朝鮮議会設置論については、小熊前掲『〈日本人〉の境界——沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』第11章、駒込前掲『植民地帝国日本の文化統合』第4章、今西一「帝国「日本」の自画像——1920年代の朝鮮「同化」論」(『立命館言語文化研究』第8巻第3号、1997年1月)が詳しい。
 - 15) 美濃部達吉「近代政治の民主的傾向」(『太陽』1918年6月号)、太田雅夫編『資料大

- 正デモクラシー論争史』上巻（新泉社、1971年）106頁。
- 16) 美濃部達吉『逐条憲法精義』（有斐閣、1927年）430～432頁。家永三郎『美濃部達吉の思想史的研究』（岩波書店、1964年）は、「台湾・朝鮮等の植民地支配については、これを当然のこととして承認し、植民地住民に対する差別的統治に対し、なんら疑問をいだかなかったのは、間接ながら日本の帝国主義を承認したものと解せられる外ないであろう」（115頁）と美濃部の植民地論を評価しているが、春山明哲『近代日本と台湾——霧社事件・植民地統治政策の研究』（藤原書店、2008年、169～170頁）が指摘しているように、家永説には一定の修正が必要であろう。
 - 17) 同運動については、若林正文『〔増補版〕台湾抗日運動史研究』（研文出版、2011年）、同「台湾議會設置請願運動」（岩波講座『近代日本と植民地』第6巻、岩波書店、1993年）、周婉窈・若松大祐記「台湾議會設置請願運動についての再検討」（岩波講座『東アジア近現代通史』第5巻、岩波書店、2011年）が詳しい。また、台湾総督府による統治支配のなかで、台湾住民が「台湾人意識」を形成してゆく過程については、黄昭堂『台湾総督府』（ちくま学芸文庫、2019年、初出1981年）。
 - 18) 松田利彦「植民地期朝鮮における参政権要求運動団体「国民協会」について」（浅野豊美・同編『植民地帝国日本の法的展開』信山社、2004年）356頁。
 - 19) 三ツ井崇「植民地期朝鮮における親日派の民族運動——朴勝彬の自治・文化運動」（『愛知大学国際問題研究所紀要』第146号、2015年11月）65頁。
 - 20) 「高元勳外六名の意見書」（1919年8月）、近藤釵一編『万歳騒擾事件（三・一運動）（2）』（友邦協会、1964年）120、122頁。
 - 21) 松田利彦『戦前期の在日朝鮮人と参政権』（明石書店、1995年）33～34頁。
 - 22) 三ツ井前掲「植民地期朝鮮における親日派の民族運動——朴勝彬の自治・文化運動」67～70頁。
 - 23) 「朝鮮内政独立請願に関し要路者並に貴衆両院議員諸侯に訴ふ」（1922年3月）、前掲『万歳騒擾事件（三・一運動）（2）』150頁。
 - 24) 同上、148、150頁。
 - 25) 前掲「高元勳外六名の意見書」121頁。
 - 26) 国民協会「第四回（加藤高明内閣）建白書」（1925年2月）、国民協会宣伝部編『国民協会運動史』（国民協会本部、1931年）25頁。引用は『韓国併合史研究資料』103（龍溪書舎、2014年）。
 - 27) 同上、25頁。
 - 28) 台湾総督府警務局編『台湾総督府警察沿革誌第二編 領台以後の治安状況（中巻）台湾社会運動史』、『台湾総督府警察沿革誌（三）』（台北・南天書局、1939年）347頁。
 - 29) 松田前掲「植民地期朝鮮における参政権要求運動団体「国民協会」について」376～377頁。
 - 30) 前掲『台湾総督府警察沿革誌第二編 領台以後の治安状況（中巻）台湾社会運動史』380

頁。

- 31) 同上、380頁。
- 32) 両者については、若林前掲『[増補版]台湾抗日運動史研究』、小熊前掲『〈日本人〉の境界——沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』。中野の専論としては、木坂順一郎「中野正剛論 (一) (二) ——その思想と行動」(『龍谷法学』第3巻第2号、第6巻第1号、1971年1月、1973年11月)、同「大正期民主主義者の国際認識」(『国際政治』第51号、1974年10月)が挙げられる。
- 33) 小松は、国民協会の主張(衆議院議員選挙法の朝鮮施行)と植民地議会の設置を同時に容認していたが、後者に関しては、あくまで内地延長主義の全面的施行を前提として一時的に許されるものと見なしていた。小松「古来からの日鮮の関係と朝鮮の独立問題」(『植民』第4巻第5号、1925年5月)、同「一視同仁の聖旨者を体し朝鮮を特別自治体とせよ」(『植民』第5巻第1号、1926年1月)、同「朝鮮自治論と内地延長説」(李種植編『朝鮮統治問題論文集』第1集、井本幾次郎、1929年10月)。
- 34) 前掲『台湾総督府警察沿革誌第二編 領台以後の治安状況(中巻)台湾社会運動史』379頁。
- 35) 春山明哲「明治憲法体制と台湾統治」(岩波講座『近代日本と植民地』第4巻、岩波書店、1993年)46頁。
- 36) 原と同文書については、同上ほか、春山明哲「近代日本の植民地統治と原敬」(同・若林正丈編『日本植民地主義の政治的展開——一八九五——一九三四年』アジア政経学会、1980年)。
- 37) 朝鮮における植民地自治論は、地方自治・地方制度の改正へと下方修正されることで実現していくが、その過程については、森山前掲「日本の朝鮮支配と朝鮮民族主義——一九二〇年代の「朝鮮自治論」を中心として」が詳しい。また、台湾議会設置請願運動も次第に下火になり、地方制度の改革(地方自治)を訴える運動へと変貌を遂げてゆく。
- 38) 若林前掲『[増補版]台湾抗日運動史研究』、小熊前掲『〈日本人〉の境界——沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』。
- 39) 金子文夫「日本における植民地研究の成立事情」(小嶋麗逸編『日本帝国主義と東アジア』アジア経済研究所、1979年)89頁。その意味で、植民地議会設置論者のスタンスは、後藤新平(1857-1929)の「特別統治主義」に近しかったといえる。その主唱者の一人である矢内原忠雄は、実際に後藤の生物学的統治理念を高く評価していたようである(村上勝彦「矢内原忠雄における植民論と植民政策」、前掲『近代日本と植民地』第4巻、226～227頁)。この限りで、本稿は、内地延長主義と特別統治主義の相剋を描き出そうとするものである。むしろ植民地自治主義と特別統治主義が完全に一致するとは思われないが、今後は両者の異同を踏まえた分析が必要となろう。この点についての検討は、別の機会に譲りたい。

- 40) 同上、89頁。金持一郎「我国に於ける植民政学の発達」(『経済論叢』第38巻第1号、1934年1月)433頁。山本については、さしあたり浅田喬二「山本美越乃の植民論(上・下)——矢内原忠雄の植民論との対比において」(『駒澤大学経済学論集』第18巻第1・2号、第3号、1986年11月、12月)を参照。
- 41) 山本美越乃「植民地統治の二大主義に就て」(『外交時報』1914年7月号)32頁。
- 42) 吉野作造「朝鮮統治策」(『中央公論』1918年10月号)、『吉野作造選集』9(岩波書店、1995年)50頁。
- 43) 山本美越乃「最近に於ける我が植民地問題」(『外交時報』1921年5月号)16頁。
- 44) 同上、16頁。
- 45) 山本前掲「植民地統治の二大主義に就て」35頁。
- 46) 山本美越乃「民族自決主義と植民地問題」(『外交時報』1919年2月号)57頁。
- 47) 同上、57頁。
- 48) 山本前掲「植民地統治の二大主義に就て」36頁。
- 49) 山本前掲「最近に於ける我が植民地問題」15頁。
- 50) 山本美越乃「朝鮮統治の根本問題」(『経済論叢』第9巻第3号、1919年9月)434頁。
- 51) 山本前掲「最近に於ける我が植民地問題」16頁。
- 52) 前掲『台湾総督府警察沿革誌第二編 領台以後の治安状況(中巻)台湾社会運動史』348頁。
- 53) 幼方直吉「矢内原忠雄と朝鮮」(『思想』第495号、1965年9月)52頁。
- 54) 浅田喬二「戦前日本における植民政学研究の二大潮流について——矢内原忠雄と細川嘉六の植民理論」(『歴史評論』第513号、1993年1月)17頁。
- 55) 矢内原については、参照すべき研究が多いが、ここではさしあたり以下の文献を掲げておく。竹中佳彦『日本政治史の中の知識人——自由主義と社会主義の交錯』上・下(木鐸社、1995年)、村上前掲「矢内原忠雄における植民論と植民政学」、米谷匡史「矢内原忠雄の〈植民・社会政策〉論——植民地帝国日本における「社会」統合の問題」(『思想』第945号、2003年1月)、同「帝国日本の植民・社会政策論——矢内原忠雄と《世界史》の変容」(『社会思想史研究』第26号、2002年)、酒井哲哉『近代日本の国際秩序論』(岩波書店、2007年)、眞壁仁「矢内原忠雄の植民政学論と絶対平和論」(千葉眞編著『平和の政治思想史』おうふう、2009年)、赤江達也『矢内原忠雄——戦争と知識人の使命』(岩波新書、2017年)。
- 56) その詳細については、若林正文「矢内原忠雄と植民地台湾人——植民地自治運動の言説同盟とその戦後」(東京大学大学院総合文化研究科『地域文化研究専攻紀要』第14号、2009年)。
- 57) 戴國輝「細川嘉六と矢内原忠雄」(『朝日ジャーナル』第14巻第52号、1972年12月)43~45頁。

- 58) 浅田前掲「戦前日本における植民政策研究の二大潮流について——矢内原忠雄と細川嘉六の植民理論」21～23頁。矢内原忠雄「朝鮮統治の方針」(1926年6月)、『矢内原忠雄全集』第1巻(岩波書店、1963年)742頁。
- 59) 矢内原忠雄『植民及植民政策』(有斐閣、1926年)、同上所収、292頁。
- 60) 持地六三郎「閔元植を弔して朝鮮参政権問題に及ぶ」(1921年2月)、後藤新平宛持地六三郎書翰(539-5)(1921年2月19日)、泉州市立後藤新平記念館編『後藤新平記念館所蔵・後藤新平書簡集』(雄松堂、2009年)。
- 61) 泉哲『植民地統治論』(有斐閣、1921年)377～378頁。泉の専論としては、浅田喬二「泉哲の植民論」(同『日本植民地研究史論』未來社、1990年)、伊藤幹彦「日本植民地下の台湾政治思想——泉哲の政治思想を中心に」(『南島史学』第64号、2004年11月)、拙稿「人類思想の蹉跌と転回——泉哲の場合」(『日本学報』第104輯、2015年8月)。
- 62) 泉前掲『植民地統治論』252頁。
- 63) 泉哲「韓国併合と其の後」(1924年11月)、同『最近国際法批判』(日本評論社、1927年)441～442頁。
- 64) 同上、442頁。植民地自治言説については、泉「今後の朝鮮統治策」(『東洋時報』第252号、1919年9月)、同「台湾統治策の根本的変革を促す」(『太陽』第26巻第8号、1920年7月)、同「朝鮮を如何にすべきや(一)」(『外交時報』1928年1月号)など。
- 65) 泉哲「民族の聯盟と国家の聯盟」(『国家及国家学』第7巻第5号、1919年5月)。
- 66) 持地前掲「朝鮮統治論」764～765頁。
- 67) 矢内原忠雄「日本の移植民政策」(『エコノミスト』1926年4月15日号)、『矢内原忠雄全集』第5巻(岩波書店、1963年)81頁。
- 68) 美濃部達吉「議會と国民との同化」(『太陽』1910年8月号)62頁。
- 69) 美濃部達吉『憲法講話』(有斐閣、1912年)603頁。
- 70) 岡本真希子「植民地支配下台湾の政治経験」(『アジア遊学』第48号、2003年2月)。ただし、同論文によれば、唐沢は台湾議會設置運動には批判的であったようである(20頁)。
- 71) 矢内原前掲「朝鮮統治の方針」733頁。
- 72) 同上、741頁。
- 73) 前掲『国民協會運動史』12頁、松田前掲「植民地期朝鮮における参政権要求運動団体「国民協會」について」365頁。
- 74) 前掲『台湾総督府警察沿革誌第二編 領台以後の治安状況(中巻)台湾社会運動史』346頁。
- 75) 楠精一郎「樺太参政権問題」(手塚豊編著『近代日本史の新研究』Ⅷ、北樹出版、1990年)187、194頁。

- 76) 法律第 47 号「衆議院議員選挙法改正法律」(『官報』号外、1925 年 5 月 5 日) 1~2 頁。
- 77) 美濃部達吉『選挙法概説』(春秋社、1929 年) 51~52 頁。
- 78) 佐藤俊一「日本における内務官僚達の戦前と戦後(上)——鈴木俊一氏を中心に」(『自治総研』第 36 卷第 2 号、2010 年 2 月) 61 頁。
- 79) 坂千秋・三宅正太郎『普通選挙法要綱』(改造社、1926 年) 8 頁。
- 80) 坂千秋『選挙法の理論と運用』(良書普及会、1926 年) 8 頁。
- 81) 美濃部前掲『憲法講話』601 頁。
- 82) 田中宏「日本の植民地支配下における国籍関係の経緯——台湾・朝鮮に関する参政権と兵役義務をめぐって」(『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・関連諸科学編)』第 9 号、1974 年 12 月)。ただし、同論文が指摘しているように、戦前日本の「国籍法」が台湾に適用されたのに対して、朝鮮には適用されなかった(69~70 頁)。国籍問題の戦後の展開と遺産については、同「日本の台湾・朝鮮支配と国籍問題」(『法律時報』第 47 卷第 4 号、1975 年 4 月)。
- 83) 「普通選挙の可否に関する名士の意見」(『太陽』第 30 卷第 1 号、1924 年 1 月)。
- 84) 松田前掲『戦前期の在日朝鮮人と参政権』36~40、55~56 頁。岡本真希子「植民地時期における在日朝鮮人の選挙運動——一九三〇年代後半まで」(『在日朝鮮人史研究』第 24 号、1994 年 9 月)。なお、第一回普選下における内地有権者の政治意識が希薄であったことについては、玉井清『第一回普選と選挙ポスター——昭和初頭の選挙運動に関する研究』(慶應義塾大学法学研究会、2013 年) 第二章。
- 85) 以上の記述は、前掲『国民協会運動史』41~46 頁。引用部分は 43 頁。
- 86) 美濃部前掲『選挙法概説』27~28 頁。
- 87) 有馬学「「大正デモクラシー」論の現在——民主化・社会化・国民化」(『日本歴史』第 700 号、2006 年 9 月) 138 頁。有馬は近年、デモクラシー(民主化)とナショナリズム(国民化)、さらには帝国化の関係構図を全面的に描き出そうとしている。この刺激的な問題史的考察については、同「「大正デモクラシー」の再検討と新たな射程」(岩波講座『東アジア近現代通史』第 4 卷、岩波書店、2011 年)を参照。
- 88) この点については、牧原前掲『民権と憲法』の鋭い洞察を参照。同書において、牧原は次のように論じている。「国会ができた結果、この国の住人は参政権をもつ「国民」と、外国人にひとしい「非 - 国民」に分断されたのだ。そして選挙のたびに、日常生活でさほど意識されない「公民」と「住民」の落差が否応なく明白になる。制限選挙制は人びとのあいだにあからさまな断絶を持ち込む制度だった」(197~198 頁)、「もともと、市場がさまざまな財を均質な商品とみなすことで機能するように、現実には錯綜する利害や多様な文化をもった国家の構成員を、抽象的な「国民」という名のもとに均質化することで、近代国家は国民国家として存続できる」(203 頁)と。この論点に関しては、大澤真幸『近代日本のナショナリズム』(講談社メチエ、2011 年) 第

- 1章にも示唆を得た。
- 89) 米谷前掲「三・一独立運動、五・四運動と帝国日本のデモクラシー」29、33頁。なお、米谷は普選を「日本国民としてのデモクラシー」と規定しているわけではなく、内地延長主義を指して「日本国民としてのデモクラシー」と表現している。一方、「民族性に根ざしたデモクラシー」とは、植民地自治に通じる概念として表現している。筆者の見るところ、米谷が用いた「日本国民としてのデモクラシー」という表現は、普選にも当て嵌めて考えることができると判断している。傍点は筆者による。
- 90) 田川と台湾の関わりについては、若林前掲書・前掲論文のほか、伊東昭雄「田川大吉郎と台湾」（『横浜市立大学論叢（人文科学系列）』第28巻第2・3合併号、1977年3月）が詳しい。田川の専論としては、成田龍一「田川大吉郎年譜」（『民衆史研究』第14号、1976年5月）、同「立憲主義者 田川大吉郎の思想と行動」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要（別冊）』4、1978年3月）を参照した。
- 91) 田川大吉郎『普選の話』（日本評論社、1925年）120～121頁。
- 92) 山本前掲「最近に於ける於ける我が植民地問題」17頁。
- 93) 山本美越乃「台湾議会設置請願問題と過去の総督政治」（『外交時報』1925年4月号）144～145頁。
- 94) 山本美越乃「植民政策の真諦（下）」（『外交時報』1927年2月号）48頁。
- 95) 蔡培火『日本々国民に与ふ』（台湾問題研究会、1928年）107頁。なお、同書には田川大吉郎と矢内原忠雄が序文を寄せている。
- 96) 金持前掲「我国に於ける植民政策学の発達」435頁。
- 97) 「朝鮮及台湾住民政治參與ニ関スル詔書」（『官報』号外、1945年4月1日）。
- 98) 美濃部達吉「日本植民法に就て」（『国家学会雑誌』第26巻第1号、1912年1月）108頁。
- 99) 同上、108頁。
- 100) 山室前掲「国民帝国日本における異法域の統合と格差」77頁。